

2016年3月

特許庁委託事業

模倣対策マニュアル

ロシア編



JETRO

第8節 インターネット上でのコンテンツの違法なアップロード等対策

(1) 違法アップロード等の規制

2015年5月に、著作権保護を進め、オンラインでの海賊行為に対する執行を強化した「新海賊行為防止法」が施行された。同法は元々は2013年に制定され、専ら映像コンテンツ(映画など)を対象としたものだった。現在、新海賊行為防止法は音楽、文学、ゲーム、データベース及びソフトウェアを含め、写真を除く、すべての著作物及び著作権対象物に適用される。加えて、民法(第IV部)を適用して著作権侵害及び海賊行為を防止することができる(「情報仲介業者」——インターネットサービスプロバイダー——に関する規則など)。下記の第3項で免責について詳述する。

(2) 担当官庁

以下の法執行機関が新海賊行為防止法の適用に携わる。

- モスクワ市裁判所(MCC)予備的差止めがなされている
ケースではMCCが第一審としてインターネットにおける著作権侵害の事案を審理する。そうでない場合は、通常の管轄の原則により、商事裁判所又は普通裁判所が管轄する(民事訴訟法26条3項)。
- 連邦通信・情報技術・マスコミ監督局(Roskomnadzor)

(3) サービスプロバイダーの責任範囲

インターネットサービスプロバイダー(ISP)(「情報仲介業者」とも言う)の責任は民法第1253.1条に規定されている。同条によれば、侵害に関して有罪が証明されれば、ISPに責任を問うことができる。同時に、ISPは有罪でなくとも完全に責任から解放されることはない——権利者のクレームに基づき、侵害コンテンツを排除、又は侵害コンテンツへのアクセスを制限しなければならない。

法律の規定によれば、ISPには三つのカテゴリーがある。

- (a) インターネットを含めた通信ネットワークでコンテンツを転送する者
- (b) 通信ネットワークを通じてコンテンツ配置及びその受信に必要な情報を使用可能にする者
- (c) 通信ネットワーク上でコンテンツへのアクセスを提供する者(ウェブサイトのオーナーなど)

ISPのうち、上記(a)に該当するものは、以下の条件下では免責される：

- コンテンツ転送の送信元ではなく、コンテンツの受け手を決めていない。
- 通信サービス提供中に、コンテンツ転送の技術的プロセスを使用可能にするために必要な変更以外に、コンテンツに変更を加えていない。
- コンテンツ転送の送信元による知的財産対象物の使用(関連知的財産対象物の添付)が不法であったことを知らず、又は知り得ない。

ISPのうち、上記(b)に該当するものは、以下の条件下では免責される：

- コンテンツに添付された知的財産対象物の使用が不法であったことを知らず、又は知り得ない。
- そのようなコンテンツが配置された場所を特定する関連ウェブサイトのページ及び/又はIPアドレスの指示とともに、そのような知的財産権侵害を主張する権利者のクレームを受けた場合

に、知的財産権侵害を止めるために必要かつ十分な措置を速やかに講じた。

上述の条件は ISP のうち、上記(c)に該当するものに対する免責にも適用される。

(4) 侵害者及び/又はサービスプロバイダー責任追及

モスクワ市裁判所並びに連邦通信・情報技術・マスコミ監督局（Roskomnadzor）が扱う海賊行為事件は数百に上る。ウェブコンテンツの封鎖命令は次のように説明できる：

- 著作権及び/又は著作隣接権の権利者、又は専用実施権の被許諾者はそれぞれのウェブサイトのオーナーに対してモスクワ市裁判所(MCC)に仮差止め命令を求める申立を行う。権利者は(i)著作権者の資格の証拠書類、(ii) 加害ウェブサイトにおける著作権侵害の証拠書類を示さなければならない。
- MCC から差止め命令が出されると(通常 1~2 日後)、裁判所の本案判決まで侵害ウェブサイトに対する一時的なウェブ封鎖が行われる。
- それから権利者はこの 15 日間を使って MCC に侵害者に対する損害の賠償を申し立てる。15 日の間に損害賠償請求を行わなかった場合には、ウェブサイトの封鎖は自動的に解除される。
- 仮差止め命令を受けた後、権利者は連邦通信・情報技術・マスコミ監督局（Roskomnadzor）に違法コンテンツの制限を求める特別申立てを行う。
- そのような申立ての受理から 3 営業日以内に、連邦通信・情報技術・マスコミ監督局（Roskomnadzor）はウェブホスティングプロバイダーを割り出し、特定されたウェブホスティングプロバイダー宛てにロシア語と英語で侵害の通知を送付する。
- 1 営業日以内に、ホスティングプロバイダーはウェブサイトのオーナーに侵害コンテンツの削除又は侵害コンテンツへのアクセス制限を行う義務について通知しなければならない。
- そのような通知を受けてから 1 営業日以内に、ウェブサイトのオーナーは侵害コンテンツを削除又はアクセスの制限を行わなければならない。
- ウェブサイトのオーナーが通知された内容に従わない場合、ホスティングプロバイダーは 3 営業日以内に違法コンテンツへのアクセス制限を行わなければならない。
- ウェブサイトのオーナー並びにホスティングプロバイダーがアクセス制限等を実行しなかった場合、連邦通信・情報技術・マスコミ監督局（Roskomnadzor）の要請から 24 時間以内に当該ウェブサイトは通信事業者によって封鎖される。通常は、ウェブサイトのオーナーまたはホスティングプロバイダーがアクセス制限を実行している。

新海賊行為防止法に基づくコンテンツ封鎖を詳述するフローチャートが第1章セクション5(1)に掲載されている(p.63)。そのような事例は民事事件として、連邦通信・情報技術・マスコミ監督局（Roskomnadzor）の管理による行政処分を伴う。これらの事例はロシア刑法の管轄外である。

(5) 削除要請とそのフローチャート

著作権侵害対策法に基づくコンテンツ封鎖手続を説明するフローチャート：第1章第5節第(1)項を参照(p.64)。

(6) 行政、民事又は刑事処分事例

事例

A Serial LLC 対 Privactually LLC, Yes Networks Unlimited Ltd., Sia Vps Hosting, Iliad (モスクワ市裁判所、事件番号 3-0330/2015).

本件は、インターネット上の大規模な著作権侵害事件である。本件は、ロシア裁判所が、著作権者/専用実施権の被許諾者のために速やかな執行を行うことを意図した新海賊行為防止法の適用を示す好例である。

本件における原告は、さまざまなテレビシリーズの専用実施権を有するロシア企業である。

原告は、*.org .net .tv .me* のドメイン名ゾーンで登録されたさまざまなウェブサイトにおける当該テレビシリーズのインターネット上での拡散について、ウェブサイトのホスティングプロバイダー(すべて外国企業)に対する仮差止めを求める申立を行った。

その結果、モスクワ市裁判所(インターネット海賊行為防止法執行の管轄権を有する普通裁判所)から仮差し止め命令が与えられた。

連邦通信・情報技術・マスコミ監督局 (Roskomnadzor) が本件における仮差し止め執行の管轄権を有する第三者として参加した。

その後、原告はホスティングプロバイダーに対して本案訴訟を提起した。

裁判所は本案訴訟における差止め命令を出して、ホスティングプロバイダーが原告のテレビシリーズの模倣品をウェブサイトで使用する技術的条件を整えることを止め、被告に原告が負担した国税の支払いを命じた(モスクワ市裁判所判決 2015 年 6 月 18 日、事件番号 3-0330/2015)。

[特許庁委託]

模倣対策マニュアル ロシア編

[著者]

GORODISSKY & PARTNERS 法律事務所

編集長：Vladimir Biriulin

[発行]

日本貿易振興機構 知的財産・イノベーション部 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階

TEL:03-3582-5198

FAX:03-3585-7289

2016年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が2016年1月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。